苦情対応結果報告書

発　生　年　月　日		令和５年６月２１日（水）
福祉サービス等の種類		生活福祉資金貸付事業
苦情の内容	分類	その他（事務の遺漏）
	【前民生委員が窓口に来所】 　昨日、精華町社協から生活福祉資金借受人の償還残額のお知らせが送られてきた。私は令和４年１１月末日まで民生委員を担当していたが、令和４年１２月から民生委員を交代している。６か月以上も経過しているのに、なぜ前民生委員宅に書類が送られてくるのか。担当民生委員名を変更してほしい。個人情報でもあるため情報管理に努めてほしい。	
処理経過と結果	担当課長、係長、職員で経緯を確認したところ、借受人から転居届が令和４年１１月に提出されていましたが、借受人からの転居届提出後の民生委員変更手続きが行われていなかったことがわかり、前民生委員に書類を送付したことが判明しました。 　担当職員には今後変更等があった場合の手続きは遅滞なく速やかに行うよう注意しました。 　事務局長が、前民生委員に間違って書類を送付し、ご迷惑をおかけしたことを謝罪し、再発防止に努めることをお約束しました。	

（福）精華町社会福祉協議会